

森林環境譲与税について

平成31年4月1日に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、令和元年度から都道府県及び市町村に森林環境譲与税の譲与が開始されました。

森林環境譲与税の使途の公表について

森林環境譲与税は法律でその使途が決まっており、市町村においては間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされており、使途に関する事項については、インターネットの利用等により公表しなければならないとされています。つがる市における森林環境譲与税については次のとおりとなります。

○歳入

令和3年度 森林環境譲与税 7,554千円

○歳出

| 事業区分 | 事業名 | 事業費総額（千円） | | | 事業内容 |
|----------------|------------------|-----------|-----------|--------|--------------|
| | | | うち森林環境譲与税 | うち他の財源 | |
| 森林所有者意向調査の準備作業 | 森林経営管理意向調査準備作業委託 | 3,630 | 3,630 | 0 | |
| 森林保険 | 森林保険 | 149 | 149 | 0 | 森林保険料 |
| 森林管理委託 | 森林管理委託 | 2,077 | 2,077 | 0 | 森林公園・市民の森管理 |
| 立木伐採 | 立木伐採 | 1848 | 1,698 | 150 | 旧車力出張所周辺立木剪定 |